

2019年度②

公 法

(全 4 ページ)

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 3

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I A市に居住するRは、A市内にある語学学校でフランス語を教えていて、教員歴は6年である。Rはフランス国籍者であり、これまで在留期間を毎年更新し続けてきた。

Rは、地球環境問題に強い関心を持っており、A市内にあつて複数の原子力発電所(以下、「原発」という。)を保有する電力会社正門前での原発反対アピール行動に、何度か参加してきた。20XX年X月X日、同アピール行動の主催者に依頼されて、同アピール行動において初めて発言することとなり、マイクを使って次のように発言した。

「私はRといいます。フランス人です。フランスにも原発がたくさんあります。原発の事故は地球環境にとつても悪い影響を与えます。私は地球から全部原発がなくなればいいと思っています。日本の原発も全部なくなればいいと思っています」。

それを聞いていた上記電力会社の関係者の通報により、Rの上記行動は法務省の知るところとなった。

同年もまたRは在留期間の更新を申請したが、法務大臣はこれを許可しなかった。その理由は、上記アピール行動への参加および上記発言は、わが国の基本的なエネルギー政策に対する非難行動であり、また、わが国と友好関係にあるフランスが国策としているところを非難するものであつて、日仏間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものであり、これらの行動によりRは将来日本国の利益を害するおそれのある者であるから、更新を適当と認める相当の理由がある(出入国管理及び難民認定法21条3項)とはいえない、というものであつた。

上記に含まれる憲法上の問題について、検討しなさい。

II 20XX年9月の定例A県議会の一般質問において、X議員がA県知事について行った発言（以下、「本件発言」という。）が問題となった。本件発言後、A県知事から、X議員の発言の中には事実を誤認している部分があるとの指摘がされ、また出席議員の中からも、本件発言中に不穏当と思われる箇所があるため、A県議会議長において速記録を精査した上で善処すべきであるとの指摘がされた。

A県議会議長は、同年10月7日付けで、X議員に対し、地方自治法129条1項に基づいて問題の発言部分を取り消すよう命じた（以下、「本件命令」という。）。これにより、本件発言は、A県議会外にも一般的に配布されている配布用会議録に掲載されないことになった。

X議員は、本件命令により表現の自由が侵害されたとして、裁判に訴えようと考えている。

本件命令の適否が司法審査の対象となるか否かについて論じなさい。

【法令資料】

○地方自治法

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

○A県議会会議規則

（会議録に掲載しない事項）

第123条 会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言は掲載しない。

行政法②

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい（50点）。

〔事実〕

Y県Z市は市内の駅前を文教地区として整備するよう検討していたが、Xが、駅前にパチンコ店（以下「本件店舗」という）を出店しようと計画していることを知った。本件店舗が開業されると、Z市の計画に支障を来すため、Z市は、Y県に対して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という）3条1項に基づく、Xに対するパチンコ店の営業許可を出さないよう要請した。また、Z市は、法の規定により、図書館等の一定の施設の近隣では、風俗営業の許可が認められないとされていることを利用しようと考え、Z市図書館条例（以下「本件条例」という）を改正して、駅前に図書館を開設しようと考えた。

Xが法3条1項に基づく許可申請をY県公安委員会に対して行った際、公安委員会の担当者は、Z市からの要望があることから、申請を撤回してはどうかとの指導をXに行った。Xは、これを拒否し、適法な申請なので、直ちに審理して許可をしてほしい旨要望したが、Y県公安委員会は行政指導を継続し、Xの申請に対して許可も不許可も行わなかった（以下「本件留保」という）。本件留保は継続し、法3条1項の許可に関して行政手続法で定められた標準処理期間を大きく超えることとなった。

一方、Z市は、本件留保が続く間に、本件条例の改正を行い、駅前に図書館を開設した。そのため、Xは本件店舗の出店ができなくなってしまった。Xは、出店準備が無駄になってしまい、損害を被った。Xは、本件留保や本件条例の改正は違法と考え、Y県とZ市に対して国家賠償請求を行うことを考えている。

〔資料〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進

する等の措置を講ずることを目的とする。

(営業の許可)

第3条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(2項以下略)

○Y県行政手続条例

(申請に関連する行政指導)

第33条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

[設問]

- (1) Xの立場に立って、Y県公安委員会の担当者が行政指導を行い、本件留保を継続したことは違法であるとの主張を行いなさい。
- (2) Xの立場に立って、本件条例を改正し本件店舗の出店を阻止したZ市の対応が違法であるとの主張を行いなさい。